

新潟県後期高齢者医療広域連合公用文に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月16日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達



訓令第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合公用文に関する規程の一部を改正する規程

新潟県後期高齢者医療広域連合公用文に関する規程（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「常用漢字表（昭和56年内閣告示第1号）」を「常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。